

# 令和7年度(令和6年分)町・県民税の申告相談のお知らせ

申告のご案内は1月下旬に全世帯(施設・寮等は除く)の世帯主様宛に郵送します。

## 1. 町・県民税の申告が必要な方



令和7年1月1日現在、小坂町に住所があり、次の(1)から(5)に該当する方

### (1) 給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先から小坂町へ「給与支払報告書」が未提出の方
- ・給与所得以外の所得がある方 ・ 各種控除を受ける方

### (2) 公的年金所得者で次に該当する方

- ・公的年金所得以外の所得がある方
- ・65歳未満で公的年金収入が98万円より多い、65歳以上で公的年金収入が148万円より多い、且つ各種控除のある方(※年齢は令和7年1月1日現在)

### (3) 事業所得などがある方(農業、営業、不動産、山林、一時、雑所得など)

### (4) 非課税収入のみの方(遺族年金、障害年金、傷病手当、雇用保険など)

### (5) 前年に収入がなかった方(家族に扶養されていた方も簡易申告書の提出が必要です)

「簡易申告書」へ記入し※各施設の投函箱への投函又は郵送で提出してください。

※役場1階税務班・七滝支所・十和田出張所・セパーム・川上公民館

## 2. 税務署での申告となる方 次の①～⑥に該当する方は税務署で申告を行ってください

- ①住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の初年度控除を受ける方
- ②譲渡所得(土地・建物等)のある方
- ③上場株式等に係る譲渡所得や配当所得があり、控除や還付を受けようとする方
- ④先物取引に係る雑所得がある方
- ⑤青色申告書、雑損控除の申告書、準確定申告書(亡くなった方の申告書)を提出する方
- ⑥令和5年分以前の確定申告書を提出する方

申告が必要なのか分からない・収入は年金と田んぼ貸付のみ・医療費控除のまとめ方が分からない! などの方は申告事前相談会をご利用ください。



### ◎町・県民税申告事前相談会(予約不要。受付状況によりお待ちいただく場合もあります。)

#### ◆場所・日時

- ・川上公民館 1月23日(木)10時～14時
- ・七滝公民館 1月24日(金)10時～14時

#### ◆持ち物

- ・年金・給与のある方は源泉徴収票・事業収入がある方は収入経費の確認出来る書類
- ・マイナンバーカードまたは通知カード及び本人確認書類
- ※マイナンバーカードと保険証の紐付け手続きも同時開催します。(マイナンバーカードと暗証番号が必要です。)